

発 言 者	内 容
梅澤賃金室長	<p>定刻になりましたので、これより、令和4年度第4回沖縄地方最低賃金審議会を始めさせていただきますと思います。</p> <p>始めに、各委員の出席状況についてでございますが、公益委員が5名、労働者側委員が5名、使用者側委員が4名、親川委員は欠席の確認をとっております。</p> <p>最低賃金審議会令第2条により沖縄労働局の委員の定数は15名でありますので、本審議会は、最低賃金審議会令第5条第2項の定足数を満たしていることをご報告いたします。</p> <p>それでは、これからの議事進行を島袋会長にお願い致します。</p>
島袋会長	<p>それでは、令和4年度第4回沖縄地方最低賃金審議会を開催します。</p> <p>本日の議事録署名人ですが、労働者側委員は宮城委員、使用者側委員は田端委員にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、議題1「沖縄県最低賃金の改正決定について」に移ります。</p> <p>先ほど行われた第6回専門部会において、改定額が全会一致で決まらなかったことから、専門部会における審議結果を本審議会で審議し、本審議会における最終結果をもって、沖縄労働局長に答申を行っていききたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">(専門部会報告書(写)の配布)</p> <p>それでは、お手元に専門部会報告書(写)が配布されているかと思っておりますので、事務局から説明申し上げます。</p>
梅澤賃金室長	<p>只今、2点配らせていただきました。「沖縄県最低賃金専門部会審議結果報告書(写)」となっておりますので、こちらの方、配られております資料の</p>

2になります。もう1枚追加で配りましたのは、審議結果報告書のところに、別添の内容について添付するという形で、(1)から(3)という形で付けさせていただきます。読み上げて報告させていただきます。

沖縄県最低賃金の改正決定に関する報告書。沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会部会長島袋秀勝。当専門部会は、令和4年7月4日、沖縄地方最低賃金審議会において付託された沖縄県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねたが、合意をみなかったので別紙のとおり審議経過を報告する。なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記について、公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員の各3名の専門部会委員の名前と現職が記載されています。

1枚めくっていただきまして、別紙、審議経過でございます。

項目1、第1回専門部会、令和4年7月21日。部会長、部会長代理の選出、事業場実地視察の実施の有無、文書回答及び関係参考人(労・使)の意見聴取の方法決定、今後の審議日程について。

項目2、第2回専門部会、令和4年7月29日。参考人意見聴取(労側1名、使側1名)、令和4年度最低賃金に関する基礎調査結果。

項目3、第3回専門部会、令和4年8月3日。改正額の提示・調整、労側提示820円を34円引上げ854円、使側提示820円を16円引上げ836円、文書回答分の追加が1件ありましたので、こちらの方で追加になっています。

項目4、第4回専門部会、令和4年8月5日。改正額の提示・調整、労側提示820円を34円引上げ854円、ただし調整後の額の確認に至っておりません。使側提示820円を21円引上げ841円。

項目5、第5回専門部会、令和4年8月9日。改正額の提示・調整、労側提示820円を33円引上げ853円、使側提示820円を29円引上げ849円。

項目6、第6回専門部会、令和4年8月10日。改正額の提示・調整、労

側提示 820 円を 33 円引上げ 853 円、使側提示 820 円を 30 円引上げ 850 円。全会一致に至らなかったため労側、使側の提示額について採決。853 円について賛成 5 名、850 円について賛成 2 名。別添の要望事項等を報告書に記載して、沖縄地方最低賃金審議会会長宛て提出することで合意。

1 枚きりの別添が(1)から(3)までございます。

(1) 中小企業、小規模事業者が、賃金引上げの原資を確保できる環境を整備するため、サプライチェーン全体での付加価値向上や取引価格の適正化に向け、「取引適正化に向けた5つの取組」(令和4年2月、中小企業庁)に基づく、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できる取組の強化を図ること。

(2) コロナ禍により大きな影響を受けている宿泊等の観光、飲食、交通運輸業等とそれに関連する業界の中小・小規模事業者支援のために、即応性・実効性の高い支援策に積極的に取り組むこと。

なお、政府の実施している中小企業支援策については、支援策の進捗状況並びにその効果を検証しつつ、適宜、要件の緩和、手続きの簡素化、使い勝手の向上等の見直し、特例措置の延長等も図りながら、利活用の促進と周知の徹底に取り組むこと。

また、最低賃金引上げに向けた生産性向上支援策である業務改善助成金については、引き続き、当該助成金の周知を協力で推し進めるとともに、申請から助成金交付までの期間の短縮に努めること。

(3) ビルメンテナンス等の公共調達において、国及び地方公共団体等は、年度途中の最低賃金額の改定に伴う人件費の上昇を理由とした契約変更の申し出が受注者からあった場合には、誠実に対応し、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう特段の配慮を行うこと。以上です。

<p>島袋会長</p>	<p>ありがとうございます。只今、事務局から、専門部会報告書の内容について説明がありました。これについて、ご質問、ご意見等があればお願いいたします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、本審議会の結論を採決によって決めたいと思います。</p> <p>それでは採決を行います。</p> <p>まず、現行820円を30円引上げ850円とすることに賛成の方、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(委員 挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。賛成4名となります。</p> <p>次に、現行820円を33円引上げ853円とすることに賛成の方、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(委員 挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。賛成9名となります。</p> <p>それでは、採決の結果、現行の時間額820円を33円引上げて853円にするということで、最終的に結論を出したいと思います。</p> <p>また、専門部会報告書において、要望事項が添付されておりますが、答申案にはその内容も盛り込みたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(は い)</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、事務局において案を作成し、確認したいと思います。</p> <p>配布をお願いします。しばらく、休憩となります。</p> <p style="text-align: center;">(休 憩)</p> <p style="text-align: center;">(答申案の配布)</p>
-------------	--

	<p>それでは再開いたします。</p> <p>各委員に「答申案」が配布されていると思います。それでは、今配布されている「答申案」で、特によろしいでしょうか。ご質問等があればお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">（ 特になし ）</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、この案のとおり、答申したいと思います。</p> <p>今、答申文を作成しておりますので、しばらくお待ちください。</p> <p style="text-align: center;">（ しばらくの間 ）</p> <p>再開いたします。委員の皆様、先程お配りした案の中で、第2段落のまた書きのところで、令和元年度を令和2年度に修正させていただいております。また、一番下の段落のほうで、当審議会で下記付帯決議をするとありますが、別添となっておりますので、当審議会として別添のとおり付帯決議をする、に修正させていただきたいと思います。その内容で答申したいと思います。また、その内容で、委員の皆様にもお配りさせていただいております。</p> <p style="text-align: center;">（ 各委員、傍聴人へ(答申写)の配布 ）</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、答申に移りたいと思います。よろしく申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">（ 島袋会長と西川沖縄労働局長が移動 ）</p> <p style="text-align: center;">（ マスコミへの案内 ）</p> <p style="text-align: center;">（ 答申文「沖縄県最低賃金の改正決定について（答申）」を島袋会長が読み上げて、西川沖縄労働局長へ手交 ）</p>
<p>西川沖縄労働局長</p>	<p>只今、島袋会長から、「答申」を頂きましたので、一言申し上げます。</p> <p>令和4年度沖縄県最低賃金の改正決定については、7月4日、第1回本審で、私から諮問をさせていただきました。</p>

	<p>中央におきます審議の遅れもありまして、大変過密な審議スケジュールの中で、委員の皆様には慎重かつ真摯に審議いただきましたこと、心より感謝申し上げます。ありがとうございました。</p> <p>今年度の沖縄県最低賃金の改正決定についての調査審議につきましては、最低賃金法に規定されて3要素に加えて、中賃で示された目安、県内の経済情勢、企業の雇用情勢等、特に中小企業、小規模事業者等の置かれた状況も含めて、総合的に勘案した上で、御審議の結果、目安制度が始まって以降過去最大の引上げ幅であるプラス33円、時間額853円との答申をいただきました。</p> <p>この答申を踏まえて、今年度の沖縄県最低賃金の改正手続きを進めさせていただきます。</p> <p>私ども労働局といたしましては、この最低賃金制度は、労働者のセーフティネットであることを踏まえて、改定額の周知広報を徹底するとともに、先程いただきました答申の別添にあるよう、最低賃金引上げのための各種施策、環境整備にもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>各委員の皆様方におかれましては、今後とも労働行政の円滑な推進につきまして、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます、御礼の御挨拶にかえさせていただきます。</p> <p>本日は誠にありがとうございました。</p>
<p>島袋会長</p>	<p>西川労働局長、どうもありがとうございました。</p> <p>次に、次第2の「その他」とあります。事務局から、説明等があれば、お願いいたします。</p>
<p>梅澤賃金室長</p>	<p>はい、沖縄県地域別最低賃金の答申に対する意見聴取ということで、答申内容に対する異議申し立てになりますが、このための公示を本日から実施</p>

	<p>し、異議があった場合、異議申し立てに係る本審、沖縄地方最低賃金審議会を8月26日金曜日の9時30分に行います。</p> <p>委員の皆様、スケジュールを改めてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>また、異議申し出があった場合に、その時点ごとに、メールで各委員の皆様方にご報告さしあげますので、8月25日の段階までメールチェックの方、していただければと思います。</p> <p>なお、8月26日金曜日9時30分からの本審に出席できない方がおられれば、調整等をさせていただきたいと思います。</p> <p>今現在、出席が難しい委員の方がおられましたら、ご確認したいのですが、大丈夫でしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(委員より「調整が必要です」 の声)</p> <p>はい、公益の西村委員と、労働側の鎌田委員でよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(会長より「私も調整の方を」の声)</p> <p>はい、では、公益は西村委員、島袋委員、労側が鎌田委員、3名について、後ほど調整、確認をさせていただいて、という形になります。</p> <p>以上です。</p>
<p>島袋会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>他に何かございますでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>ないようですので、本日の議事は終了いたしました。</p> <p>第4回沖縄地方最低賃金審議会を終了したいと思います。</p> <p>どうもありがとうございました。本日は、大変お疲れ様でした。</p>

令和4年度第4回沖縄地方最低賃金審議会議事要旨

- 1 開催日時 令和4年8月10日(水) 14:00~16:39
- 2 場 所 那覇第二地方合同庁舎1号館共用大会議室2階
- 3 出席者
公益代表委員 5名(島袋秀勝、上江洲純子、城間貞、岩橋培樹、西村オリ工 敬称略)
労働者代表委員 5名(鎌田健嗣、砂川安弘、照喜名朝和、石川修治、宮城千絵 敬称略)
使用者代表委員 4名(佐久本和代、比嘉華奈江、新垣朝雄、田端一雄 敬称略)
- 4 議題
(1) 沖縄県最低賃金の改正決定について(専門部会報告 答申)
(2) その他
- 5 議事要旨
(1) 沖縄県最低賃金の改正決定について(専門部会報告、採決、答申)
事務局より、沖縄県最低賃金専門部会報告を行った後、採決がとられた。
採決結果：820円に+30円して850円とする案に、賛成4名。
820円に+33円して853円とする案に、賛成9名。
採決の結果、時間額853円と改正することが妥当とする旨、沖縄労働局長に答申が行われた。

以上



5 議事要旨(1)

沖地最審第5号
令和4年8月10日

沖縄労働局長
西川 昌登 殿

沖縄地方最低賃金審議会
会長 島袋 秀勝

沖縄県最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和4年7月4日付け沖労発基0704第1号をもって貴職から諮問のあった沖縄県最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので答申する。

また、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、別紙2のとおり令和2年10月3日発効の沖縄県最低賃金(時間額792円)は令和2年度の沖縄県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、長期にわたる新型コロナウイルスの感染症の影響により大きな打撃を受け、また急激な原材料費等の高騰や物価の上昇等の影響により厳しい経営環境にある中小企業・小規模事業者が、事業を継続し、雇用の維持・確保を図り、また、最低賃金を引き上げやすい環境を整備するために、国等に対して実効性のある支援の継続と更なる拡充、徹底した施策の実施を早急にしていただきたく、当審議会として別添のとおり付帯決議する。

沖縄県最低賃金

1 適用する地域

沖縄県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 853円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

(別紙2)

沖縄県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件名 沖縄県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 792円
- (3) 発効日 令和2年10月3日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和2年度
- (3) 生活保護水準(令和2年度)
生活扶助基準(第1類費+第2類費+期末一時扶助費)の沖縄県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額(94,514円)

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額(註)と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると沖縄県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

(註) 1箇月換算額

$792 \text{円(沖縄県最低賃金)} \times 173.8 \text{(1箇月平均法定労働時間数)} \times 0.817$
(可処分所得の総所得に対する比率()) = 112,460円

() 令和4年7月12日、中央最低賃金審議会の「令和4年度第2回目安に関する小委員会配布資料」に示された比率。

別添

(1) 中小企業、小規模事業者が、賃金引上げの原資を確保できる環境を整備するため、サプライチェーン全体での付加価値向上や取引価格の適正化に向け、「取引適正化に向けた5つの取組」(令和4年2月、中小企業庁)に基づき、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できる取組の強化を図ること。

(2) コロナ禍により大きな影響を受けている宿泊等の観光、飲食、交通運輸業等とそれに関連する業界の中小・小規模事業者支援のために、即応性・実効性の高い支援策に積極的に取り組むこと。

なお、政府の実施している中小企業支援策については、支援策の進捗状況並びにその効果を検証しつつ、適宜、要件の緩和、手続きの簡素化、使い勝手の向上等の見直し、特例措置の延長等も図りながら、利活用の促進と周知の徹底に取り組むこと。

また、最低賃金引上げに向けた生産性向上支援策である業務改善助成金については、引き続き、当該助成金の周知を強力に推し進めるとともに、申請から助成金交付までの期間の短縮に努めること。

(3) ビルメンテナンス等の公共調達において、国及び地方公共団体等は、年度途中の最低賃金額の改定に伴う人件費の上昇を理由とした契約変更の申し出が受注者からあった場合には、誠実に対応し、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう特段の配慮を行うこと。